

基本仕様書
(仮称) 千葉市の川・コンセプトブック作成業務委託

第1章 総則

(業務目的)

第1条 本業務は、豊かな緑の下総台地から東京湾の海辺までの河川を固有の資源として捉え、河川空間やその周辺の地域資源（以下「かわまち空間」という）を活用することにより地域活性化を図るとともに、地域の「顔」、「誇り」となる空間の形成へとつなげていく「河川を活用したまちづくり」を推進し、市民が様々な観点から河川との良好なつながりを築く契機となるよう、本市の主要な3河川（都川・花見川・鹿島川）を中心としたかわまち空間の魅力を発信する「(仮称) 千葉市の川・コンセプトブック」を作成する業務である。

また、庁内若手ワーキングの開催により、河川を活用したまちづくりのパイロット事業を企画・立案することにより、市民の河川に対する親しみや関心を高めることを目的とする。

(業務概念)

第2条 本業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高の技術を発揮するとともに、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。また、契約後に作成、承認する業務工程表に基づき、遅滞なく着実に業務を遂行すること。

(成果物に対する責任の範囲)

第3条 受注者は、本業務完了後に成果品の不備が発見された場合及び受注者の責による何らかの不利益が生じた場合には、速やかに成果物を修正しなければならない。なお、これに要する経費は全て受注者の負担とする。

(適用範囲)

第4条 本基本仕様書は、千葉市が発注する「(仮称) 千葉市の川・コンセプトブック作成業務委託」を受注者が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、千葉市土木設計業務共通仕様書（第1編共通編）、千葉市予算会計規則、千葉市契約規則、千葉市電子納品運用ガイドライン【業務委託編】、その他関係法令によるものとする。

(履行期間)

第5条 契約締結日の翌日から令和6年3月22日までとする。

なお、履行期限内であっても、業務のうち完成したものについては、発注者は受注

者に対して提供を求めることができるものとする。

(業務の指示及び監督)

第6条 受注者は、本業務を施行するにあたり、当該契約に基づき千葉市が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、業務上必要と思われるもので、本基本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに本基本仕様書に明記していない事項については、発注者と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

(業務の再委託)

第7条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に、発注者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、当該再委託先に対し、本基本仕様書に定める受注者の義務と同等の義務を負わせるとともに、発注者に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(資料等の貸与)

第8条 次の資料を貸与する。

- (1) 千葉市都市計画マスタープラン等策定業務委託 報告書 (令和3～4年度)
- (2) 千葉市都市計画見直しの基本方針策定業務委託 報告書 (令和2年度)
- (3) その他発注者が必要と認める資料

(成果物の提出及び使用等)

第9条 提出する成果物は次のとおりとし、本基本仕様書第12条の作業内容を報告書として提出すること。

- (1) 報告書 1部 (紙)
- (2) 電子データ 1式 (報告書の電子データをCD-ROMに収納したもの)
- (3) (仮称) 千葉市の川・コンセプトブック 電子データ
- (4) 魅力発見マップ 電子データ
- (5) その他本業務で作成し、発注者が必要と認めたもの 一式

- 2 成果物の管理および帰属は、すべて発注者側にあるものとし、受注者がこれを公表することは、一切認めないものとする。

(権利関係)

第10条 本業務における権利関係の取扱いについては下記のとおりとする。

- (1) 本業務における成果物の取扱い

- ア 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。
 - イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作権の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 著作権・知的財産権の使用
- ア 本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - イ 上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

第2章 業務内容

(作業内容)

第11条 作業項目は以下のとおりとする。

作業項目

- 1 計画準備
- 2 かわまち空間の基礎調査
- 3 課題整理及び活用方策の検討
- 4 庁内若手ワーキングの運営支援
- 5 フォトコンテストの運営支援
- 6 魅力発見マップの作成
- 7 (仮称) 千葉市の川・コンセプトブックの作成

1 計画準備

- (1) 本業務の目的・趣旨を理解したうえで、本基本仕様書に示す作業内容を確認し、「業務概要」、「実施方針」、「業務工程」、「業務組織計画」、「打合せ計画」、「成果物の品質を確保するための計画」、「成果品の内容・部数」、「使用する主な図書・基準」、「連絡体制(緊急時含む)」及び「使用する主な機器」の事項について、作業計画書を作成する。
- (2) 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、契約締結後14日(休日等含む)以内に作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2 かわまち空間の基礎調査

本市の主要な3河川(都川・花見川・鹿島川)の魅力を発信する「(仮称)千葉市の川・コンセプトブック」の作成、河川を活用したまちづくりのパイロット事業の企画・立案に用いるため、本市の主要な3河川(都川・花見川・鹿島川)の概況、沿川地域の特性等について書籍・文献などの既往資料等による情報を収集するとともに、現地の確認調査を行う。

なお、かわまち空間の基礎調査に伴う書籍・文献については、市から貸与する都市計画法第6条による「都市計画に関する基礎調査」の結果等(令和3年度 千葉県都市計画基礎調査データ、千葉市都市計画マスタープラン等策定業務委託、令和2年度 千葉市都市計画の見直し方針策定業務委託の報告書)に加え、ホームページで公表している公共用水域水質調査結果(千葉市環境局環境保全部環境規制課)及び河川整備計画(千葉県)並びに千葉市図書館の蔵書などから調査すること。

なお、令和2年度 千葉市都市計画の見直し方針策定業務委託においては、既存調

査結果等をもとに本市の主要な3河川（都川・花見川・鹿島川）のエリアの将来像を検討し、取り纏めているので参照すること。

また、発注者と連携し、沿川の歴史等に詳しい方や実際に河川を活用したまちづくり活動に取り組んでいる主要人物の発掘調査及びその方へのヒアリング調査を実施する。ヒアリング時の説明資料及び議事録を作成する。

主な調査項目は次のとおりとする。

- (1) 河川やその沿川の地理、歴史、生い立ち
- (2) 川幅、深さ、親水空間の有無、水質データ等の河川の調査
- (3) 地域資源の調査
 - ア 公園・緑地・広場など沿川のパブリック空間
 - イ 農地・農園・森林
 - ウ 自然体験施設等の公共施設、民間施設
 - エ 店舗・飲食店
 - オ 史跡名勝
 - カ 景観
 - キ その他地域に固有の資源
- (4) 主要人物の発掘調査及びヒアリング調査（1河川2名、計6回程度）
- (5) その他発注者が必要と認める調査

3 課題整理及び活用方策の検討

作業項目「2 かわまち空間の基礎調査」の結果を踏まえ、河川を活用したまちづくりの推進にあたり、課題を抽出、整理し、他都市の事例等を交え、かわまち空間の課題解決に資する活用方策を検討する。

なお、活用方策の検討については、「ちば・まち・ビジョン（原案）〈本編〉第6章 都市を構成する要所（ツボ）となるエリアの方向性」の各河川エリアの将来像を実現するための河川エリアの、活用方策を検討すること。

【参考】〈ちば・まち・ビジョン（原案）〈本編〉 第6章 都市を構成する要所（ツボ）となるエリアの方向性〉

[chiba_machi_vision_honpen-06.pdf \(city.chiba.jp\)](#)

4 庁内若手ワーキングの運営支援

作業項目「2 かわまち空間の基礎調査」及び「3 課題整理及び活用方策の検討」を踏まえ、若手中心で構成する「庁内若手ワーキング」（発注者による設置）のグループワーキングについて、運営支援を行い、河川を活用したまちづくりのパイロット事業（新たな施策）を企画・立案する。

- (1) 運営支援
 - ア ワーキング資料の作成

後述するグループワーキング（計4回）において必要となる資料を作成する。

イ ファシリテーション補助

ワーキングメンバーが主体的に活発な議論ができ、河川を活用したまちづくりのパイロット事業（新たな施策）を企画・立案が行えるよう、都市政策課職員が行うファシリテーターの補助を実施すること。なお、各回2人の補助員の配置を想定。

ウ 結果の取りまとめ

グループワーキングの結果やパイロット事業案の取りまとめ、ワーキングの議事録の作成を行う。

(2) グループワーキングの概要（1回につき3時間程度）

第1回 キックオフミーティング（ワーキングの概要把握）

第2回 ワーキング対象エリアの選定（基礎調査を踏まえた課題整理）

第3回 パイロット事業の検討

第4回 パイロット事業の企画・立案（発表）

5 フォトコンテストの運営支援

フォトコンテストを通じて、かわまち空間の魅力を市民が互いに共有できる機会を提供し、市民の河川に対する親しみや関心を高めることを目的とするとともに、収集した写真を（仮称）千葉市の川・コンセプトブックに掲載する資料の一部にする。

作業項目の詳細は、別紙1「特記仕様書（フォトコンテストの運営支援）」を参照すること。

6 魅力発見マップの作成

作業項目「2 かわまち空間の基礎調査」、「3 課題整理及び活用方策の検討」、「4 庁内若手ワーキングの運営支援」、「5 フォトコンテストの運営支援」の結果を踏まえ、かわまち空間の魅力発見マップを作成すること。なお、本マップは次の（仮称）千葉市の川・コンセプトブックに掲載すると共に、パンフレット形式でも作成すること。

7 （仮称）千葉市の川・コンセプトブックの作成

作業項目「2 かわまち空間の基礎調査」、「3 課題整理及び活用方策の検討」、「4 庁内若手ワーキングの運営支援」、「5 フォトコンテストの運営支援」、「6 魅力発見マップの作成」を踏まえ、河川を活用したまちづくりのコンセプトや方向性を示す「（仮称）千葉市の川・コンセプトブック」を作成すること。

なお、（仮称）千葉市の川・コンセプトブックとは、一般的な行政計画とは一線を画すものとし、3河川の歴史や生い立ち等を踏まえ、市民の情緒に訴えるような魅力的な写真等を多用することにより、3河川の持つ魅力を最大限に引き出し、市民が手

に取り、河川に対して親しみ持つきっかけとなるようなコンセプトブックを作成するものとする。デザインは、余分な情報を極力排除し、シンプル化を図ること。

【参考】：「千年のかくれんぼ」コンセプトブック（徳島県三好市）

<https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/docs/4198.html>

「新潟清酒ガイドブック～THE NIIGATA SAKE BOOK～」 ガイドブック（新潟県）

[SB_JPN_180319f.indd \(niigata.lg.jp\)](#)

「鮭の聖地の物語」コンセプトブック（北海道標津町）

[190307 根室パンフ \(修正\) .indd \(shibetsutown.jp\)](#)

（スケジュール）

第12条 以下について期限として設定する。

- 1 作業項目「2 かわまち空間の基礎調査」及び「3 課題整理及び活用方策の検討」は、概ね令和5年10月末までに完了させる。
- 2 作業項目「4 庁内若手ワーキングの運営支援」におけるワーキングは、概ね令和5年9月～令和6年1月までの間に、4回実施すること。
- 3 作業項目「6 魅力発見マップの作成」「7 （仮称）千葉市の川・コンセプトブックの作成」は概ね令和6年1月中に案として発注者に提出すること。

（打合せ等）

第13条 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこと。

- 2 受注者は、業務着手時・中間時・完了時の他、必要に応じて協議を行うものとし、電子メールベースでの情報共有、業務の各段階で打合せを行い、業務実施方針について監督職員の承諾を受けること。
- 3 打合せの結果については、受注者において打合せ記録簿を作成し相互に確認すること。